

公 示

道路運送法施行規則第15条の5第2項第2号の規定による地方運輸局長が
公示する事項について

制 定 平成14年1月23日九運公福第52号

道路運送法の一部を改正する法律が平成14年2月1日から施行されるのに伴い同法第15条の5第2項第2号の規定による地方運輸局長が公示する事項を次のとおり定めたので公示する。

平成14年1月23日
九州運輸局長 谷口 克己

記

1. 道路運送法施行規則第15条の5第2項第2号の規定による地方運輸局長が公示する事項は、関係地方公共団体及び利害関係人の意見を聴取するに当たって参考となる次に掲げる事項とする。
 - (1) 休止し、又は廃止しようとする路線についてこれまで講じてきた経営努力の内容
 - (2) その他当該路線を巡る状況の変化等

附 則

この公示は、平成14年2月1日以降に処分するものから適用するものとする。